

附 錄

第五十九議會を通過せる主たる労働立法

労働者災害扶助に関する諸法
法律第五十四號(昭和六年四月二日公布)

労働者災害扶助法

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

- 一、土石砂鏝ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火藥類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二、土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ

(イ) 國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事

(ロ) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者方共ノ事業ノ爲ニスル直營工事

(ハ) 其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ

三、鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業

四、船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂鏝ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、降昇機若ハ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

五、前各號ニ掲グルモノノ外危險ナル事業又ハ衛生上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

主務大臣ハ前項ノ規定ニ該當セザル土石砂鏝ヲ採取スル事業及岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限り本法ヲ適用スルコトヲ得

第二條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ヲ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ